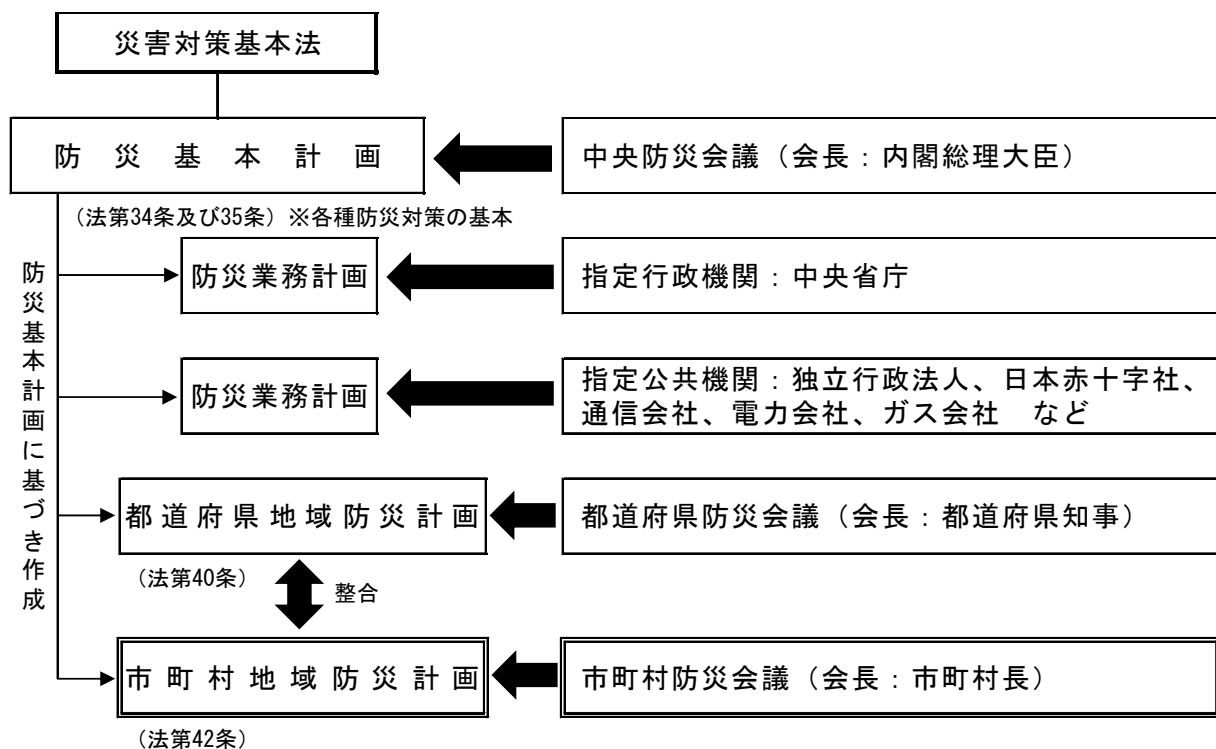


## 大船渡市地域防災計画の修正（案）について

## 1 計画の概要

大船渡市地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、大船渡市防災会議が作成する計画です。

計画には、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めています。



## 地域防災計画に関する法の規定（抜粋）

## （市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

## 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

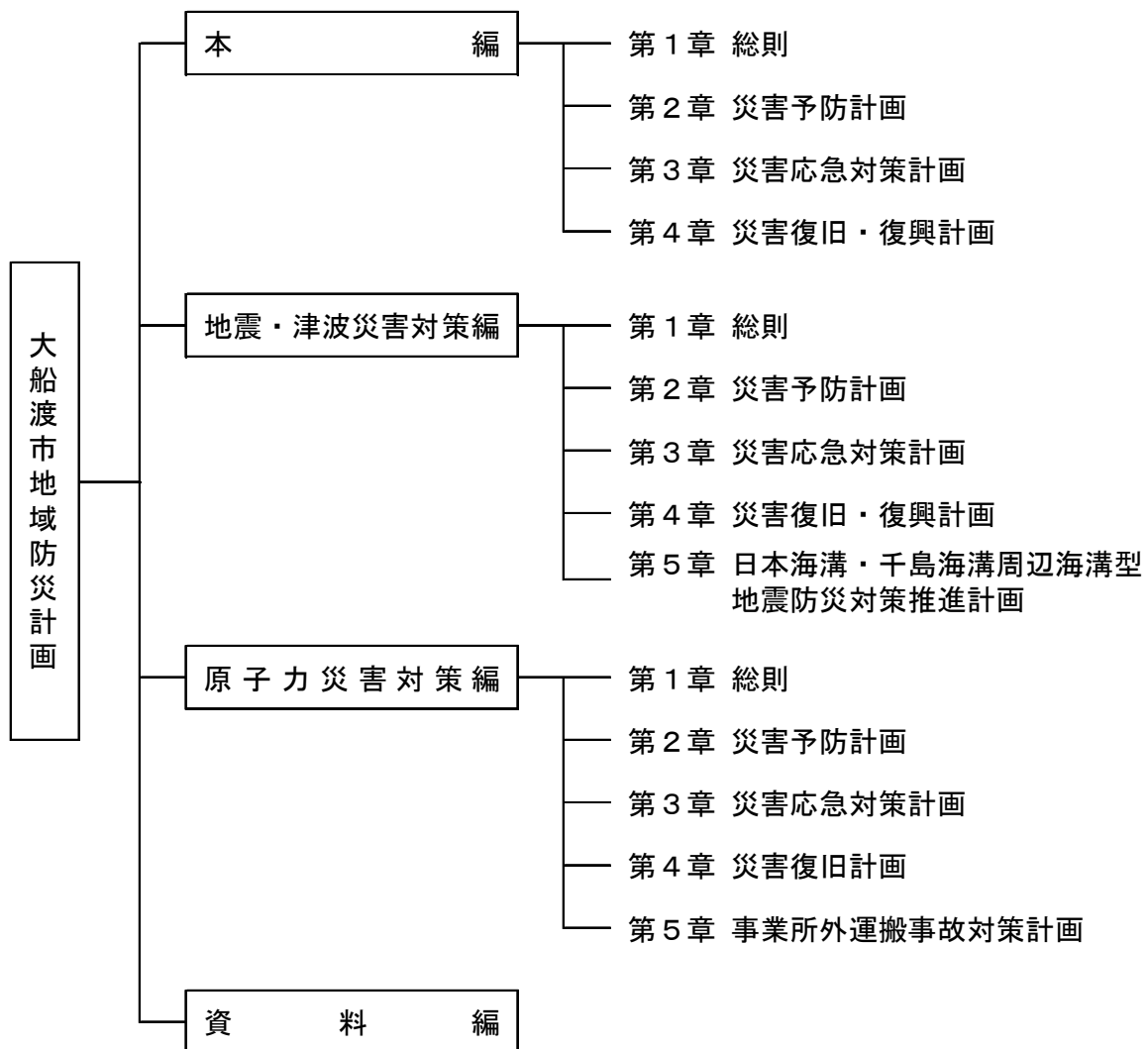
- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

## 2 計画の構成

あらゆる災害へおおむね共通する事項を示す本編、個別の災害対策として特記すべき事項を示す地震・津波災害対策編、原子力災害対策編及び資料編で構成されています。

各編には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する計画を定め、各主体の役割分担を明確化しています。

計画期間を定めず、また、施策間の優先順位を付けずに、網羅的に対策を記載しています。



## 3 計画修正の経緯

地域防災計画については、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされており、当市においても防災関係法令の改正や国の防災基本計画、岩手県地域防災計画といった上位計画との整合を図ることなどを目的として修正を行っています。

今年度については、国や県の計画と整合を図るため、計画を修正するものです。

○これまでの修正経過

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
国	6 月 (平成 29 年 7 月九州北部豪雨を踏まえた対策) 防災基本計画修正	5 月 (平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた対策) 防災基本計画修正	5 月 (災害対策基本法改正・避難勧告と避難指示の一本化等) 防災基本計画修正	5 月 (災害対策基本法の改正・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正) 防災基本計画修正	6 月 (令和 3 年度に発生した災害を踏まえた修正等) 防災基本計画修正	9 月 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画修正
岩手県	3 月 (県の防災施策を反映) 県地域防災計画修正		4 月 (台風第 19 号災害等を踏まえた対応) 県地域防災計画修正	3 月 (避難所における多様なニーズへの対応) 県地域防災計画修正	3 月 (防災基本計画を踏まえた修正) 県地域防災計画修正	3 月 (防災基本計画、県の防災施策を踏まえた修正) 県地域防災計画修正
大船渡市	1 月 (市地域防災計画修正・津波避難計画の反映) 市地域防災計画修正	2 月 (市地域防災計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3 月 (市地域防災計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3 月 (市地域防災計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3 月 (市地域防災計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	修正予定 (市地域防災計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正

4 令和 5 年度修正（案）の概要

(1) 防災基本計画の修正に伴うもの

【最近の施策の進展等を踏まえた修正】

ア 流域治水の取組を推進する連携体制の構築【P4～P6】

- ・流域治水協議会の設置等による関係者間の密接な連携体制の構築

【令和 3 年度に発生した災害を踏まえた修正】

ア 盛土による災害の防止に向けた対応【P6～P7】

- (令和 3 年 7 月 1 日からの東海地方・関東地方南部を中心とした大雨)
- ・危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導

イ 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化【P9】

- (令和 3 年 7 月 1 日からの東海地方・関東地方南部を中心とした大雨)
- ・平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理
- ・災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

ウ 津波における避難情報の適切な発令【P10～P11、P13～P14】

- (令和 4 年 1 月 15 日発生 of トンガ諸島の火山噴火による潮位変化)
- ・海外で大規模噴火が発生した場合などの潮位変化に関する情報の周知

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴うもの  
地震・津波災害対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進  
計画の基本となるべき事項に下記事項を追加。

ア 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する  
事項【P15～P16】

- ・機関内部及び機関相互間における後発地震への注意を促す情報等の伝達の経路、方法等
- ・災害に関する会議の設置運営方法等
- ・地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の周知の体制及び方法

イ 関係者との連携協力の確保に関する事項【P16～P18】

- ・被災時の物資等の調達手配及び人員配備における広域的措置
- ・関係機関との事前応援協定の締結、その他の手続上の措置
- ・被害想定に基づいた必要物資の備蓄及び調達に関する方法

ウ 市が作成する津波避難対策緊急事業計画に関する事項【P22】

- ・当該計画に登載する事業を明記（避難路整備：永浜地区・綾里地区）

(3) 岩手県の防災施策を踏まえたもの

津波浸水想定及び岩手県地震・津波被害想定調査を踏まえた修正【P9～P14】

- ・地震・津波災害対策編の時点修正

5 意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

地域防災計画の修正（案）について、広く市民の皆さんから意見を募集しました。  
実施結果については下記のとおりです。

(1) 実施概要

ア 公募期間

- ・令和6年1月22日（月）から1月31日（水）まで

イ 閲覧場所

- ・市役所本庁、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所、リアスホール、  
カメラアホール

ウ 提出方法

- ・直接持参、市民提言箱への投函、ファクシミリ、電子メール

エ 周知方法

- ・広報おおふなと（1月22日号）及び市公式ホームページへの掲載

(2) 実施結果

今回の意見公募に対する意見等の提出はありませんでした。